

平成22年12月 2日
港 湾 局

既契約案件における最低制限価格の誤りについて

平成22年10月28日付け財務局通知「契約に関する事務の適正な執行について」を受け、これまでの契約案件の事務手続きについて自己点検したところ、東京港管理事務所が発注した下記契約案件について、最低制限価格の設定を誤って入札を執行している案件があることが判明しました。

1 契約件名等

(1) 平成22年度東京夢の島マリーナ給水設備改修工事

契約締結日 平成22年10月8日 工期 平成23年2月28日

予定価格 25,889,850円

(2) 平成22年度芝浦アンカレイジ空調機新替工事

契約締結日 平成22年10月1日 工期 平成22年12月16日

予定価格 8,295,000円

2 各工事契約の今後の取扱い

(1) 東京夢の島マリーナ給水設備改修工事については、契約事務手続きに誤りのあった工事契約を継続することは適切でなく、契約制度に対する信頼を回復させ、また、公平かつ公正な競争を確保するためにも、原則、請負者との間で協議解除の手続きを行った上で、再発注を行うこととした。

(2) 芝浦アンカレイジ空調機新替工事については、協議解除の手続きを開始した時点で、既に工事に必要な機器類を購入しており、工事は既に8割以上進捗していること、また、再契約により契約金額が増大することに加えて、工期が遅れることにより施設を利用されるお客様へのサービス低下の影響が出ることから、当該工事契約については継続することとした。

3 再発防止に向けた取り組み

工事内容に関する工事担当課と契約担当課間の連携を強化するとともに、契約担当課内での最低制限価格の再チェック体制を構築し、今後の再発防止に向けて事務処理に万全を期すよう徹底を図った。

問合せ先

港湾局総務部財務課

直通 5320-5530

東京港管理事務所港務課

直通 5463-0212